

事務連絡
令和2年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

平成31年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に
関する調査等」報告書について

さて、各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課等に対しては、令和2年7月10日付けで事務連絡「人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用について」を
発出したところですが、厚生労働省から別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別
区の衛生主管部（局）に対して、総務省において「平成31年度『電波の植込み型医療機
器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等』報告書」が取りまとめられたこと等を管
下の医療機関等へ周知するよう依頼する文書を発出した旨の連絡がありました。

総務省において取りまとめた報告書においては、医療機器が電波の影響を避けるため
には、医療機器の製造販売業者等から医療従事者に対して、具体的な推奨離隔距離などの充
実した情報提供がなされるよう求めているところです。

電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等（以下、「医療機器等」という。）を使用す
る幼児児童生徒（以下、「当該幼児児童生徒」という。）が通う学校においては、保護者を
通じて主治医に推奨離隔距離などを確認するなどして、各種の電波利用機器から発射され
る電波が当該幼児児童生徒が使用する医療機器等に影響を及ぼすことがないよう、適切に
対応くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会
に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、
国公立大学法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社を通じてその設置す
る学校に対して、周知方よろしく申し上げます。

【参考】

平成31年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書
URL：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/>（総務省のホームページへリンク）

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
電話：03-5253-4111（内線3967）
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
電話：03-5253-4111（内線2070）



事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 27 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

総務省による平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への
影響に関する調査等」報告書について

標記について、別添写しのとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部
(局) 長宛て通知を発出いたしましたので、貴会会員への周知方御配慮願います。

医政安発 0727 第 1 号
薬生安発 0727 第 1 号
令和 2 年 7 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

総務省による平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への
影響に関する調査等」報告書について

今般、総務省により、平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、その周知について別紙通知のとおり協力依頼がありました。

つきましては、報告書について、貴管下の医療機関及び製造販売業者等への周知をお願いいたします。

なお、報告書は総務省ウェブページ

(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/>) から入手可能であることを申し添えます。

総基環第 148 号
令和 2 年 7 月 21 日

厚生労働省医政局総務課
医療安全推進室長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬安全対策課長 殿

総務省総合通信基盤局電波部
電波環境課長

平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」
報告書について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から情報通信行政に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省では、各種の電波利用機器から発射される電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響について調査を実施しています。

この度、平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書を取りまとめましたのでお知らせします。

本調査報告書では、携帯電話端末等から発射される電波が植込み型医療機器及び在宅医療機器へ及ぼす影響についての調査結果を取りまとめています。

携帯電話端末の電波による在宅医療機器への影響測定に関しては、平成 29 年度から 3 年に亘り実施されたところですが、一部の在宅医療機器について、携帯電話端末の電波発射強度や医療機器のセンサ感度を最大限にとるなどの最も厳しい条件で、携帯電話端末を当該医療機器に相当近づけた場合に電波の影響を受け、可逆的な（携帯電話端末を遠ざければ、機能が正常に復する）誤動作が起こった検証結果が報告されています。

また、報告書では、医療機器が電波の影響を避けるためには、医療機器の製造販売業者等から医療従事者に対して、具体的な推奨離隔距離などの充実した情報提供がなされるとともに、医療従事者を通じて患者、家族、介護者等にこれらの情報が確実に提供されることが重要とされています。

つきましては、医療機器の製造販売業者や医療機関等に対しまして、本調査報告書を周知していただくとともに、推奨離隔距離などについて医療従事者に十分な情報提供がなされるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

敬具

添付文書

- ・別添 平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書

なお、本調査報告書については、総務省のウェブページ
(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/>) からダウンロードができます。